## ご案内

## 指定介護予防通所リハビリテーション の利用料と個人負担金

介護保険適用額

群馬老人保健センター陽光苑 令和7年4月1日施行

基本	区分		単位数	
サー	要支援1		2, 268単位/月	
ビス	要支援2		4, 228単位/月	
	次の加算項目に該当した場合には、上記の単位数に加えて下記単位数が必要になります。			
	① 生活行為向上リハビリテーション実施加算		⑨ 通常事業実施地域(☆)外で中山間地域等に居住する	
	・開始月から6月以内	5 6 2 単位/月	者へのサービス提供加算 基本サービス単位数の5%	
各	② 栄養アセスメント加算	50単位/月	⑩ 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月	
	③ 栄養改善加算(月2回)	200単位/回	① サービス提供体制強化加算(I)	
種	④ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6ヶ月に1回)	20単位/回	要支援1 88単位/月	
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6ヶ月に1回)	5 単位/回	要支援 2 176単位/月	
加	⑤ 口腔機能向上加算(I)(月2回)	150単位/回	② 介護職員等処遇改善加算(I)	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)(3月以内、月2回)	1 6 0 単位/回	基本サービス及び①~⑪の中で該当する加算の合計単位数の8.6%/月	
算	⑥ 一体的サービス提供加算	480単位/月	③ 利用開始月から12月を超えて利用した場合	
	⑦ 退院時共同指導加算	6 0 0 単位/月	要支援1 -120単位/月	
	⑧ 科学的介護推進体制加算	4 0 単位/月	要支援 2 一 2 4 0 単位/月	
	④ 高齢者虐待防止措置未実施加算	基本サービス及	び①~②の中で該当する加算の合計単位数の-1.0%/月	
	⑤ 業務継続計画未策定加算	基本サービス及	び①~②の中で該当する加算の合計単位数の-1.0%/月	

\* 基本サービスと各種加算分の1ヶ月の合計単位数に地域区分7級地(前橋市)の費用基準1単位=10円17銭 で算出した額のうち各利用者の負担割合に応じた額が個人負担金となります。

\* 費用計算例 (要支援2、1割負担の場合)

基本サービス費4,228単位+⑪176単位+⑫379単位=4,783単位

48,643円 【4,783 × 10.17 = 48,643円11銭(※)】 介護報酬額

(※)1円未満は切捨て 保険請求額 (9割分) 43, 778円 【  $48,643 \times 0.9 = 43,778$ 円70銭(※) 】

自己負担金額(1割分)4,865円 【48,643-43,778 = 4,865円】

☆ 通常事業実施地域は、前橋市(旧大胡町・旧宮城村・旧粕川村及び旧富士見村を除く)、旧群馬町、吉岡町です。

区分	利用料	内 容 等
食 費	775円/日	1食分の食材料費と調理代
特別食費	おやつ代 ★130円/日	
付 別 良 負	★ 実 費	★印は消費税(10%)含む
日用諸雑費	100円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュ、貸出衣類など
教養娯楽費	150円/日	図書、折紙、文房具、DAM(体操・映像・レク・回想法等)など
延長利用料	300円/時	利用者のみ

- その他日常生活に応じ必要な物品は通所者の全額負担となっております。
- 利用日の当日、利用の中止や食事が不要であるとの連絡があった場合には、食材料費(360円) のみを請求(自己負担)させていただきます。